

危険物製造所等の仮使用承認申請書

1 内 容

危険物施設の変更許可工事に係る部分以外の部分を、その工事中に使用するとき
に使用します。

なお、変更許可を同時に申請する場合は、様式第7の2「危険物製造所等変更許
可及び仮使用承認申請書」を使用することができます。

【根拠条文 法第11条第5項】

2 手続き

- (1) 2部予防課危険物係に提出し、書類審査を受け手数料を納入します。
- (2) 申請書の提出は、変更許可申請書の提出と同時にするか、又は許可後仮使用を
する必要が生じたときにします。
- (3) 一定の要件に適合していると認められると、承認書（申請書1部に添付されま
す。）が交付されます。
- (4) 承認書の交付を受けて、危険物施設の使用ができます。

【関係条文 危規則第5条の2、第9条】

3 仮使用の必要な場合

- (1) 製造所及び取扱所にあつては、危険物を製造し、又は取り扱っている場合並び
に20号タンク及び危険物を取り扱う機器内に危険物が残存している場合
- (2) 貯蔵所にあつては、危険物を貯蔵している場合

4 添付資料等

- (1) 仮使用の承認を受ける範囲の示された図面
- (2) 仮使用時における工事計画書、工事工程表、安全対策時に関する図書
なお、工事工程表には、工程毎の詳細を示す必要はなく、工事工程の重なり等
により安全性が低下しないことを確認できるもので差し支えありません。（例え
ば、消火設備の配管等のつなぎ込み等により一時的に消火設備等が使用不能とな
る等、別途安全対策を講ずる必要性の有無を確認するためのもの）
また、安全対策等に関する図書には、仮設防火塀等の防火区画の位置及び構造
図、消火設備の配置図等も含まれます。

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

危政令→危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

危規則→危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

市危則→新都市危険物規制規則（平成17年規則第178号）